

株 主 各 位

東京都文京区本駒込二丁目28番8号
科 研 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 乾 四 朗

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
文京グリーンコート・センターオフィス19階 当社大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第7号議案 役員賞与支給の件
4. その他株主総会招集に関する事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaken.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の医薬品業界では、日本経済が景気後退に至る中、その影響は比較的軽度にとどまっておりますが、一方で昨年4月の薬価改定、医療機関・調剤薬局に対する後発医薬品の使用促進、DPC（診断群分類別包括支払制度）対象病院の倍増など、国の医療費抑制策が推し進められました。

このような状況の下、当社グループは、医療現場のニーズに即した地域密着型の情報提供活動に努めました。

その結果、当連結会計年度の売上高は82,930百万円（対前期比3.7%増）となりました。利益面につきましても、販売費及び一般管理費の効率化により売上高営業利益率が向上し、営業利益は10,629百万円（対前期比8.0%増）、経常利益は10,298百万円（対前期比10.1%増）となりました。特別損益では投資有価証券の売却損及び評価損などを計上し、当期純利益は5,579百万円（対前期比9.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 薬業

医薬品につきましては、主力品の関節機能改善剤「アルツ」が引き続き売上げを伸ばし、医療機器の癒着防止吸収性バリア「セプラフィルム」も伸長しました。高脂血症治療剤「リピディル」、創傷治癒促進剤「フィブラストスプレー」、及び後発医薬品も売上げを伸ばしましたが、慢性動脈閉塞症治療剤「プロサイリン」、鎮痛消炎貼付剤「アドフィード等」は減収となりました。

農業薬品につきましては、果樹・野菜・芝用殺菌剤「ポリオキシシン」、水稻用除草剤「ペントキサゾン」は増収となりましたが、飼料添加物「サリノマイシン」、「コリスチン」は減収となりました。

その結果、売上高は80,448百万円（対前期比3.7%増）、営業利益は9,147百万円（対前期比8.2%増）となりました。

なお、海外売上高は3,840百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業の主たる収入は文京グリーンコートの地代ですが、文京グリーンコート内にスポーツ施設が完成したことにより増収となりました。

その結果、売上高は2,481百万円（対前期比4.0%増）、営業利益は1,481百万円（対前期比6.9%増）となりました。

(2) 事業の種類別セグメントの売上高

事業の種類別セグメントの名称	当期売上高 百万円	前期売上高 百万円	対前期比増減 %
薬業	80,448	77,547	3.7
不動産事業	2,481	2,386	4.0
合計	82,930	79,934	3.7

(3) 研究開発の状況

医薬品を中心に農薬、動物薬などの基礎的研究、臨床試験等の研究開発を行っております。

当連結会計年度の研究・開発の状況は次のとおりであります。

臨床開発段階のものとしたしまして、歯周病治療剤はフェーズⅢ試験を実施中であります。肺高血圧症治療剤「ベラススLA錠60 μ g」は、効能追加として腰部脊柱管狭窄症について東レ株式会社と共同でフェーズⅡ試験を開始しました。骨折治癒促進剤はフェーズⅡ試験を終了し、次相について検討中です。また、下垂体性低身長症治療剤につきましてはフェーズⅡ試験を継続実施中であります。アレルギー性鼻炎治療剤はフェーズⅠを終了し、フェーズⅡ試験を開始しました。米国のダウ・ファーマシューティカル・サイエンス社に導出した爪白癬治療剤は海外においてフェーズⅡ試験を終了し解析中であり、国内ではフェーズⅠb試験を開始しました。また、アトピー性皮膚炎治療剤については海外での臨床開発を準備中です。

このほか、深在性真菌症治療剤につきましては日本での開発を中断し、海外パートナー会社による開発進捗を見守ってきましたが、進展しないことから契約終了を検討中です。

帯状疱疹後神経痛治療剤は開発中止とし、帝國製薬株式会社との共同開発及び共同販売権についての契約を終了しました。

農業薬品の開発につきましては、水稲用除草剤「ペントキサゾン」の新規単剤登録及び混合剤の適用拡大登録を取得しました。殺菌剤「ポリオキシン」は、メキシコにおいて新規登録を取得、米国では食用作物への適用拡大登録を取得いたしました。環境に配慮した新規微生物農薬は、申請伺いを当局へ提出し正式申請の準備をいたしました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

医薬品業界におきましては、医療費抑制策が浸透する中で、企業間競争は一段と激しさを増しております。

このような状況の下、当社グループは事業環境の変化をビジネスチャンスと捉え、企業価値の最大化を目指し意識改革、業務改革を着実に推進するとともに、コンプライアンス重視の企業活動により、社会から信頼される企業であり続けるため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発への重点投資

研究開発面では、資源投入の集中と研究開発の効率化によりパイプライン

の充実に努めるとともに、国内外の企業・研究機関との共同研究や戦略的提携を行い、テーマの早期導出入を図ってまいります。

また、基礎試験の社外委託、治験に関する外部受託機関の活用や、海外臨床試験及び国際共同治験の実施を行うなど研究開発のスピードアップを図ってまいります。

さらに、グローバルに人々の健康に貢献できる新薬の研究開発に最大限の努力をしてまいります。

② 営業基盤の強化

営業面では、医療現場のニーズに即した付加価値の高い情報提供を行い、地域密着型の営業展開を行ってまいります。また、整形外科領域での地位を不動のものとすべく、シェア拡大を図ります。後発医薬品につきましては、経営の柱の一つとして積極的に取り組んでまいります。情報提供の手段として、製品関連ウェブサイトやマスメディアなども活用してまいります。

③ 内部統制の確立

業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的を達成するために内部統制を強化してまいります。

④ 業務の適正化と効率化を推進

生産面では、作業手順の再点検や品目、規格の見直しを進め、一層の原価率の低減に努めてまいります。農業薬品につきましては、海外企業への委託生産を進めており、FDA認証取得に取り組んでおります。

物流センター業務につきましては、その機能を全面的に外部委託しております。今後とも、コスト削減を推進してまいります。

⑤ 環境保全の推進

静岡事業所がISO14001の認証を取得し、京都事業所は京都市が推進する環境マネジメントシステム「K E S」の認証を取得しております。当社は、環境保全の推進は企業の社会的責任との認識の下、「環境委員会」と各事業所における「環境対策部会」を中心に、全社的活動を積極的に展開してまいります。また、改正省エネ法へも的確に対応してまいります。

なお、当社ウェブサイトにおきまして「環境・社会報告書」を公開しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 86 期	第 87 期	第 88 期	第 89 期
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	(当連結会計年度) 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売 上 高(百万円)	75,540	76,415	79,934	82,930
経 常 利 益(百万円)	7,136	7,667	9,351	10,298
当期純利益(百万円)	3,886	4,602	5,106	5,579
1株当たり当期純利益(円)	40.23	42.42	48.35	55.61
総 資 産(百万円)	98,739	100,900	93,856	94,504
純 資 産(百万円)	54,637	60,433	57,447	56,679

(注) 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 86 期 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	第 87 期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第 88 期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第89期(当期) 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売 上 高(百万円)	74,001	74,590	78,196	81,070
経 常 利 益(百万円)	7,147	7,257	8,852	9,756
当期純利益(百万円)	3,680	4,386	4,815	5,267
1株当たり当期純利益(円)	38.07	40.44	45.60	52.49
総 資 産(百万円)	102,416	104,131	97,031	97,279
純 資 産(百万円)	58,976	64,556	61,281	60,200

(注) 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成21年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
科研不動産サービス株式会社	86	100.0	不動産の賃貸及びビルメンテナンス
科研ファルマ株式会社	15	100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店
株式会社フジカ	10	100.0	科研製薬株式会社静岡事業所での包装・試験・事務・運搬等の請負、実験用動植物の飼育、栽培管理

③ 企業結合の成果

連結子会社は「②子会社の状況」に記載の3社であります。

当期の連結売上高は、82,930百万円となり、前期比2,996百万円(3.7%)増加いたしました。また、連結当期純利益は前期比473百万円(9.3%)増加の5,579百万円となりました。

(9) 主要な事業内容

医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
支店 札幌（北海道札幌市）、仙台（宮城県仙台市）、
東京・東京第2（東京都豊島区）、名古屋（愛知県名古屋市）、
大阪・大阪第2（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）、
福岡（福岡県福岡市）

営業所 全国66ヶ所
研究所 京都府京都市、静岡県藤枝市
工場 静岡県藤枝市

② 子会社

科研不動産サービス株式会社（東京都文京区）
科研ファルマ株式会社（東京都文京区）
株式会社フジカ（静岡県藤枝市）

(11) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

区 分	使用人数	前期末比増減
男 性	1,439 名	0 名
女 性	274	△ 7
合 計	1,713	△ 7

(注)1. 使用人数は就業人員であります。
2. 臨時使用人数は使用人の100分の10未満につき記載を省略しております。

② 当社の使用人数

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,422 名	1 名	43.5 才	20.1 年
女 性	267	△ 7	36.1	14.2
合計又は平均	1,689	△ 6	42.3	19.1

(注)1. 使用人数は就業人員であります。
2. 臨時使用人数は使用人の100分の10未満につき記載を省略しております。

(12) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高
農 林 中 央 金 庫	3,200 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,600

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(14) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 360,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 101,879,461株（自己株式3,695,041株を含む。）
 (注) 平成20年5月12日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、平成20年8月29日に13,000,000株を消却しました。
- (3) 株 主 数 14,281名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,308	5.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	4,672	4.76
東 レ 株 式 会 社	4,589	4.67
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,086	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,867	3.94
農 林 中 央 金 庫	3,686	3.75
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,700	1.73
科 研 製 薬 従 業 員 持 株 会	1,552	1.58
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン レンディング アカウント	1,513	1.54
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,343	1.37

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主はおりません。
 2. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 3. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式（3,695,041株）を除いて計算しております。
 4. 出資比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己の株式の取得、処分等及び保有状況

- ① 取得株式
- | | |
|---------|------------|
| 普通株式 | 3,160,866株 |
| 取得価額の総額 | 2,966百万円 |
- ② 処分株式
- | | |
|---------|-------------|
| 普通株式 | 13,029,937株 |
| 処分価額の総額 | 11,167百万円 |
- ③ 決算期における保有株式
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,695,041株 |
|------|------------|

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び他の法人等の代表状況等
乾 四 朗	代表取締役社長	
平 原 猛	常務取締役	社長室・法務部・総務部・関連事業室・情報システム部担当
古 本 修 次	常務取締役	経理部・購買部・特薬部門担当
矢 嶋 基 之	常務取締役	研究開発本部担当
大 沼 哲 夫	常務取締役	営業本部長
石 田 雅 朗	取締役	国際事業部長
遠 藤 孝 雄	取締役	総務部長
小 島 進	取締役	研究開発本部長
齊 藤 武 司	常勤監査役	
星 井 文 雄	常勤監査役	
吉 澤 壽 美 雄	監査役	税理士
根 本 圭 造	監査役	

- (注)1. 監査役のうち吉澤壽美雄、根本圭造の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役吉澤壽美雄氏は、税理士としての資格を有しており、税務・会計に対し、深い知識・経験を有しております。
3. 監査役根本圭造氏は、豊富な金融業界での経験と、ガバナンス・会計のほか、経営全般についての深い知識を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬（年額）			
	取 締 役	8名	199百万円
	監 査 役	2名	42百万円
	社 外 監 査 役	2名	9百万円
株主総会決議に基づき支給予定の役員退職慰労金			
	取 締 役	1名	17百万円
株主総会決議に基づき支給予定の役員賞与			
	取 締 役	8名	51百万円
	監 査 役	2名	7百万円
	社 外 監 査 役	2名	1百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 3. 上記の報酬等の額のほか、役員退職慰労引当金の当期繰入額53百万円（取締役分45百万円、監査役分7百万円、社外監査役分1百万円）があります。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 吉澤壽美雄氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

山一電機株式会社 社外監査役

株式会社 保坂製作所 社外監査役

旭メタルエンボス株式会社 社外監査役

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会（16回）への出席は14回、また、監査役会（11回）へは9回出席いたしました。

出席した取締役会、監査役会においては、税理士として税務・会計に深い知識・経験を有していることにより必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

② 監査役 根本 圭造氏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会（16回）、監査役会（11回）の全てに出席いたしました。

出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、また豊富な金融業界での経験と、ガバナンス・会計のほか、経営全般についての深い知識を背景に適宜質問、意見を述べております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

聖橋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会において、監査役全員の合意により会計監査人を解任する方針であります。また、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月12日開催の取締役会において決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの構築、運用しております。

1. 法令遵守体制

- ・取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- 1) 取締役、執行役員および従業員等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ全体に共通した行為規範である「科研製薬企業行動規準」および「科研製薬企業行動指針」を定め、これを遵守し行動すると共に、その啓蒙を図る。
 - 2) コンプライアンス担当役員を任命し、法務部を所管部署としてコンプライアンスの実践に継続的に取り組む。

2. 情報保存管理体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
株主総会、取締役会、常務会など、取締役または執行役員の出席する重要な会議について議事録を作成するほか、取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報については、社内規程等の定めるところにより、保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧、謄写できる体制を整える。
3. リスク管理体制
 - ・損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 1) リスク管理担当役員を任命し、社長室を所管部署としてリスクを把握・管理できる体制を構築する。
 - 2) リスク分類を行い、それぞれの責任部署を定め管理する。
 - 3) 経営上重大なリスクの対応については、取締役会にて経営判断し、責任部署で管理する。
 - 4) 業務監査室はリスク管理状況を監査し、社長・取締役会・監査役会に報告する。
4. 効率性確保のための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回開催し、法令・定款に定められた取締役会審議事項に関する決議のほか、経営の重要事項を審議する。
 - 2) 各取締役の担当業務、及び各執行役員に執行委任する業務を取締役会で決定する。各取締役及び執行役員は、担当する業務を効率的に執行する。
 - 3) 取締役会で定められた経営基本方針にもとづき、常務会等において、経営に関する重要事項を協議し、経営の全般的業務執行方針の確立および業務の調整・管理を行い、全体としての効率化に努める。
5. グループ管理体制
 - ・企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) コンプライアンス担当役員により、子会社を含めたコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。また、各子会社に対しては、原則として、コンプライアンス担当者の設置を求める。
 - 2) 子会社を含めたグループ全体の健全な発展を図るため、子会社への指導、助言を含めた経営管理を行う。
 - 3) 業務監査室は、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を社長、取締役会、監査役会に報告する。
6. 監査役スタッフに関する体制
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会に関する事務は総務部が行うものとするが、監査役の求めにより、必要に応じて監査役スタッフを置くこととする。
監査役スタッフを置いた場合、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立を確保するために、監査役スタッフの任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、事前に監査役会の意見を聞き、これを尊重する。
7. 監査役への報告体制
 - ・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役及び執行役員は監査役に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項を報告する。
 - 2) 取締役、執行役員及び従業員等は、監査役から報告を求められた場合、すみやかに対応する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会は、代表取締役及び監査法人と定期的会合で意見交換を行う。
 - 2) 監査役は、取締役会、常務会及びその他の重要な会議に出席する。
 - 3) 監査役は、業務監査室と緊密な連携を保ち、監査結果についても報告を受ける。

なお、財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、従来より表明しております以下の経営の基本方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営の基本方針

当社グループは「一人でも多くの方に笑顔を取りもどしていただくために、優れた医薬品の提供を通じて患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上につとめる」を企業理念として、株主の皆様から負託された企業活動を行うにあたり、経営の基本方針として次の三つの方針を掲げております。この基本方針に則り、企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。

- ① 患者さんと医療関係者のニーズに即した、有用な医薬品の創製・提供につとめる。
- ② 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす。
- ③ 社員がその仕事に喜びと誇りをもち、活力あふれる存在感のある企業をめざす。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益拡大を重要な経営目標と位置づけております。

事業リスクの高い医薬品産業におきましては、他産業に比し、より高い自己資本の充実が求められております。当社は、株主還元と自己資本充実のバランスに配慮しながら、業績水準に応じた柔軟な配当政策をとっております。

上記の方針に基づき、当期の利益配当につきましては、期末配当は普通配当1株当たり13円を予定しており、中間配当の普通配当1株当たり13円と合せて、年間では普通配当1株当たり26円となる見込みであります。この年間配当26円は、前期に比べ6円の増配となっており、7期連続の増配となります。この結果、連結ベースの配当性向は46.8%となります。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,931	流動負債	31,237
現金及び預金	10,155	支払手形及び買掛金	13,172
受取手形及び売掛金	28,347	短期借入金	7,910
有価証券	2,401	未払金	4,242
商品及び製品	5,670	未払費用	648
仕掛品	1,676	未払法人税等	2,564
原材料及び貯蔵品	3,599	繰延税金負債	0
繰延税金資産	1,319	賞与引当金	1,162
その他	1,768	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△7	売上割戻引当金	485
固定資産	39,572	返品調整引当金	20
有形固定資産	25,895	その他	971
建物及び構築物	18,161	固定負債	6,588
機械装置及び運搬具	2,106	繰延税金負債	200
工具器具及び備品	939	退職給付引当金	5,598
土地	3,762	役員退職慰労引当金	357
建設仮勘定	925	その他	431
無形固定資産	448	負債合計	37,825
ソフトウェア	406	(純資産の部)	
その他	42	株主資本	56,722
投資その他の資産	13,228	資本	23,853
投資有価証券	5,042	資本剰余金	11,587
長期貸付金	129	利益剰余金	24,698
繰延税金資産	5,276	自己株式	△3,417
その他	2,780	評価・換算差額等	△43
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	△43
資産合計	94,504	純資産合計	56,679
		負債・純資産合計	94,504

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		82,930
売 上 原 価	43,140	
返品調整引当金繰入額	3	43,144
売 上 総 利 益		39,786
販売費及び一般管理費		29,156
営 業 利 益		10,629
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	161	
残余財産分配金	39	
そ の 他	155	357
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	130	
退職給付会計変更時差異償却額	524	
そ の 他	32	687
経 常 利 益		10,298
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	32	
そ の 他	0	33
特 別 損 失		
固定資産除却損	80	
投資有価証券売却損	436	
投資有価証券評価損	398	
ゴルフ会員権評価損	56	
そ の 他	5	977
税金等調整前当期純利益		9,354
法人税、住民税及び事業税	4,221	
法人税等調整額	△446	3,774
当 期 純 利 益		5,579

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	23,853	22,727	21,440	△11,618	56,403
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,321		△ 2,321
当期純利益			5,579		5,579
自己株式の取得				△ 2,966	△ 2,966
自己株式の処分		0		26	27
自己株式の消却		△11,141		11,141	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△11,140	3,258	8,200	319
平成21年3月31日残高	23,853	11,587	24,698	△ 3,417	56,722

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日残高	1,045	△ 0	1,044	57,447
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 2,321
当期純利益				5,579
自己株式の取得				△ 2,966
自己株式の処分				27
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 1,088	0	△ 1,087	△ 1,087
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,088	0	△ 1,087	△ 768
平成21年3月31日残高	△ 43	—	△ 43	56,679

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- | | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 連結の範囲に関する事項 | 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
科研不動産サービス(株)、科研ファルマ(株)、
(株)フジカ
全子会社を連結しております。 |
| 2 | 持分法の適用に関する事項 | 持分法適用関連会社の数 1社
持分法非適用の関連会社はありません。 |
| 3 | 会計処理基準に関する事項 | |
| | (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| | ① 有価証券 | |
| | (イ) 満期保有目的債券 | 償却原価法(定額法) |
| | (ロ) その他有価証券 | |
| | 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は、移動平均法により
算定しております。) |
| | 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| | ② デリバティブ | 時価法 |
| | ③ たな卸資産 | 総平均法による原価法(連結貸借対照表
価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定しております。) |
| | (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| | ① 有形固定資産 | 定率法を採用しております(ただし、駒
込事業所の建物、構築物及び機械装置に
ついては定額法)。
子会社については、主として定額法を採
用しております。
なお、平成10年4月1日以降取得した建
物(建物附属設備を除く)については、
定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物……………3～60年
機械装置及び運搬具……………2～8年 |
| | ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについ
ては、社内における利用可能期間(5年)
に基づく定額法を採用しております。 |
| | ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |
| | (3) 重要な引当金の計上基準 | |
| | ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、
一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については、
個別に回収可能性を検討し、回収不能見
込額を計上しております。 |
| | ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期
間に基づく賞与支給見込額を計上してお
ります。 |

- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 返品調整引当金……………連結会計年度末日後の返品による損失に備えて、将来の返品見込額に対し、売買利益及び廃棄損失相当額の合計額を計上しております。
- ⑤ 売上割戻引当金……………販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えて、連結会計年度末売掛金に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………金利スワップ取引及び為替予約取引
- ヘッジ対象……………変動金利による1年以内返済予定長期借入金、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (ハ) ヘッジ方針……………資金調達及び外貨建取引金額の範囲内で取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針であります。

(二) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約についても同様に有効性の判定を省略しております。

③ 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項……………全面時価法を採用しております。

5 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
リース取引に関する会計基準
当連結会計年度より、当社及び連結子会社は、平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。
なお、これによる損益の影響は、ありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

1 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	2,279百万円
機械装置及び運搬具	1,990百万円
工具器具及び備品	565百万円
土地	103百万円
合計	<u>4,938百万円</u>
上記に対応する債務	
短期借入金	1,400百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	34,754百万円

[連結損益計算書に関する注記]

売上原価に含まれているたな卸資産洗替え評価差益	228百万円
-------------------------	--------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	114,879,461	—	13,000,000	101,879,461
合計	114,879,461	—	13,000,000	101,879,461
自己株式				
普通株式	13,564,112	3,160,866	13,029,937	3,695,041
合計	13,564,112	3,160,866	13,029,937	3,695,041

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の減少13,000,000株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,160,866株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加3,000,000株、単元未満株式の買取りによる増加160,866株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少13,029,937株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少13,000,000株、単元未満株式の買増請求による減少29,937株であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,013	10.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	1,308	13.00	平成20年 9月30日	平成20年 12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,276	13.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1 1株当たり純資産額 577円27銭
- 2 1株当たり当期純利益 55円61銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 各注記の記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

科 研 製 薬 株 式 有 限 公 司

取 締 役 会 御 中

聖橋監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 田 信 彦	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	平 山 昇	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	濱 田 尊	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、科研製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、科研製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び聖橋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月8日

科研製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 齊 藤 武 司 ㊟

常勤監査役 星 井 文 雄 ㊟

社外監査役 吉 澤 壽美雄 ㊟

社外監査役 根 本 圭 造 ㊟

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,183	流動負債	30,696
現金及び預金	9,723	支払手形	80
受取手形	716	買掛金	12,730
売掛金	27,153	短期借入金	7,910
有価証券	2,401	未払金	4,253
商品及び製品	5,567	未払費用	647
仕掛品	1,675	未払法人税等	2,428
原材料及び貯蔵品	3,601	未払消費税等	305
前払費用	31	預り金	110
繰延税金資産	1,302	賞与引当金	1,159
未収入金	995	役員賞与引当金	60
その他	1,016	返品調整引当金	20
貸倒引当金	△2	売上割戻引当金	485
固定資産	43,096	設備支払手形	431
有形固定資産	24,283	その他	73
建物	16,186	固定負債	6,382
構築物	471	退職給付引当金	5,595
機械装置	2,087	役員退職慰労引当金	355
車両運搬具	17	その他	431
工具器具備品	937		
土地	3,656	負債合計	37,079
建設仮勘定	925		
無形固定資産	445	(純資産の部)	
ソフトウェア	404	株主資本	60,243
その他	41	資本金	23,853
投資その他の資産	18,367	資本剰余金	11,587
投資有価証券	5,040	資本準備金	11,406
関係会社株式	124	その他資本剰余金	180
長期貸付金	129	利益剰余金	28,219
関係会社長期貸付金	6,090	利益準備金	1,413
長期差入保証金	2,283	その他利益剰余金	26,806
繰延税金資産	2,705	固定資産圧縮積立金	108
前払年金費用	1,552	別途積立金	9,000
その他	441	繰越利益剰余金	17,697
貸倒引当金	△0	自己株式	△3,417
		評価・換算差額等	△43
		その他有価証券評価差額金	△43
資産合計	97,279	純資産合計	60,200
		負債・純資産合計	97,279

損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日)
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		81,070
売 上 原 価	42,189	
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	3	42,193
売 上 総 利 益		38,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,905
営 業 利 益		9,971
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	279	
そ の 他	192	471
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	130	
退 職 給 付 会 計 変 更 時 差 異 償 却 額	524	
そ の 他	32	687
経 常 利 益		9,756
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	
そ の 他	0	33
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	79	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	436	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	398	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	56	
そ の 他	0	971
税 引 前 当 期 純 利 益		8,817
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,980	
法 人 税 等 調 整 額	△429	3,550
当 期 純 利 益		5,267

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
平成20年3月31日残高	23,853	22,547	180	1,413	23,860	△11,618	60,236
事業年度中の変動額							
準備金から剰余金への振替		△11,141	11,141				—
剰余金の配当					△2,321		△2,321
当期純利益					5,267		5,267
自己株式の取得						△2,966	△2,966
自己株式の処分			0				27
自己株式の消却			△11,141			11,141	—
固定資産圧縮積立金の取崩						—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計		△11,141	0		2,946	8,200	6
平成21年3月31日残高	23,853	11,406	180	1,413	26,806	△3,417	60,243

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	1,045	△ 0	1,044	61,281
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				—
剰余金の配当				△2,321
当期純利益				5,267
自己株式の取得				△2,966
自己株式の処分				27
自己株式の消却				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,088	0	△1,087	△1,087
事業年度中の変動額合計	△1,088	0	△1,087	△1,080
平成21年3月31日残高	△ 43	—	△ 43	60,200

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
平成20年3月31日残高	112	9,000	14,747	23,860
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				
剰余金の配当			△2,321	△2,321
当期純利益			5,267	5,267
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 4		4	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△ 4		2,950	2,946
平成21年3月31日残高	108	9,000	17,697	26,806

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております（ただし、駒込事業所の建物、構築物及び機械装置については定額法）。

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物……………50年

機械装置……………7～8年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用……………定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (4) 返品調整引当金……………期末日後の返品による損失に備えて、将来の返品見込額に対し、売買利益及び廃棄損失相当額の合計額を計上しております。
- (5) 売上割戻引当金……………販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えて、期末売掛金に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (7) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (イ) ヘッジ手段……………金利スワップ取引及び為替予約取引
- (ロ) ヘッジ対象……………変動金利による1年以内返済予定長期借入金、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………資金調達及び外貨建取引金額の範囲内で取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針であります。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。
また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約についても同様に有効性の判定を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

5 重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準

当事業年度より、平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。

なお、これによる損益の影響は、ありません。

[貸借対照表に関する注記]

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建 物	2,090百万円
構 築 物	189百万円
機 械 装 置	1,990百万円
工 具 器 具 備 品	565百万円
土 地	103百万円
合 計	<u>4,938百万円</u>

上記に対応する債務

短 期 借 入 金	1,400百万円
-----------	----------

2 有形固定資産の減価償却累計額

29,914百万円

3 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	370百万円
長期金銭債権	7,590百万円
短期金銭債務	192百万円

[損益計算書に関する注記]

1 関係会社との取引高

売 上 高	244百万円
仕 入 高	1,077百万円
営業取引以外の取引高	139百万円

2 売上原価に含まれているたな卸資産洗替え評価差益

228百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	13,564,112	3,160,866	13,029,937	3,695,041
合計	13,564,112	3,160,866	13,029,937	3,695,041

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,160,866株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加3,000,000株、単元未満株式の買取りによる増加160,866株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少13,029,937株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少13,000,000株、単元未満株式の買増請求による減少29,937株であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1	繰延税金資産	
	賞与引当金	471百万円
	売上割戻引当金	197百万円
	貯蔵品損金否認額	162百万円
	金融商品減損額	204百万円
	試験研究費償却超過額	415百万円
	長期前払費用償却超過額	173百万円
	退職給付引当金	1,826百万円
	役員退職慰労引当金	144百万円
	その他	530百万円
	小計	4,126百万円
	評価性引当額	△41百万円
	合計	4,085百万円
2	繰延税金負債	
	その他	77百万円
	合計	77百万円
	繰延税金資産の純額	4,008百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]
関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	科研不動産サービス㈱	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付(注1)	280	流動資産「その他」(短期貸付金)	280
					6,090	関係会社長期貸付金	6,090
				利息の受取(注2)	117	受取利息及び配当金	—
			生産施設の一部賃借	1,500	長期差入保証金	1,500	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、年4回返済で最終返済期日は、平成43年12月となっております。なお、担保は受けておりません。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1	1株当たり純資産額	613円13銭
2	1株当たり当期純利益	52円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 各注記の記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

科研製薬株式会社

取締役 会 御中

聖橋監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 田 信 彦	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	平 山 昇	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	濱 田 尊	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、科研製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円
なお、この場合の配当総額は、1,276,397,460円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該定めを削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定め及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第12条、第13条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第13条第3項)
- (2) 株主総会の適正かつ円滑な運営のため、会社法の規定により、代理人の人数を定めるものであります。
- (3) 上記のほか、字句の修正、不要な規定の削除、その他全般に亘り所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を 発行する。	【削除】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号の規定に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが出来る。ただし、買増請求があるときに、当社がその請求により譲り渡す数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第12条 当社の株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>【削除】</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号の規定に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが出来る。ただし、買増請求があるときに、当社がその請求により譲り渡す数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規定) 第14条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することが出来る。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することが出来る。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第20条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規定) 第29条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、取締役会の決議により別に定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、取締役会の決議により別に定める取締役会規程による。</p>
<p>第30条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規定) 第36条 監査役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは監査役会の決議により、別に定める監査役会規定による。</p>	<p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、監査役会の決議により別に定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条～第43条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当(以下「中間配当」という。)をすることが出来る。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第46条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があつたものとみなして、これを支払う。ただし、既に発行されている転換社債の全部転換又は全額償還が行われた場合には、本条を削除するものとする。</p> <p>(付則)</p> <p>第47条 この規定は、昭和23年3月1日制定。 <u>2. この規定は、昭和47年5月29日一部改訂。</u> <u>3. この規定は、昭和50年5月29日一部改訂。</u> <u>4. この規定は、昭和52年6月29日一部改訂。</u> <u>5. この規定は、昭和57年6月29日一部改訂。</u> <u>6. この規定は、昭和59年6月29日一部改訂。</u> <u>7. この規定は、昭和62年6月26日一部改訂。</u> <u>8. この規定は、平成1年6月29日一部改訂。</u> <u>9. この規定は、平成3年6月27日一部改訂。</u> <u>10. この規定は、平成4年6月26日一部改訂。</u></p>	<p>第35条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることが出来る。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. <u>この規定は、平成6年6月29日一部改訂。</u></p> <p>12. <u>この規定は、平成8年6月27日一部改訂。</u></p> <p>13. <u>この規定は、平成11年6月29日一部改訂。</u></p> <p>14. <u>この規定は、平成14年6月27日一部改訂。</u></p> <p>15. <u>この規定は、平成15年6月27日一部改訂。</u></p> <p>16. <u>この規定は、平成16年6月29日一部改訂。</u></p> <p>17. <u>この規定は、平成17年6月29日一部改訂。</u></p> <p>18. <u>この規定は、平成18年6月29日一部改訂。</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	

第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	いぬい し ろう 乾 四 朗 (昭和15年3月2日生)	昭和62年6月 東邦生命保険相互会社退職 昭和62年6月 当社取締役企画管理部長 平成元年6月 当社取締役営業本部長兼営業企画部長 平成2年6月 当社常務取締役営業本部長 平成4年6月 当社専務取締役営業本部長 平成9年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 平成11年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	30,050株
2	ひら はら たけし 平 原 猛 (昭和21年8月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年5月 当社社長室長 平成9年6月 当社取締役社長室長 平成15年6月 当社常務取締役(社長室・法務部・総務部・関連事業室・情報システム部担当) 現在に至る	14,000株
3	こ もと しゅう じ 古 本 修 次 (昭和21年6月24日生)	昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成11年6月 同庫営業統括部長 平成12年6月 同庫総務部長 平成13年6月 同庫監事 平成15年6月 当社常務取締役(経理部・購買部担当) 平成17年6月 当社常務取締役(経理部・購買部・特薬部門担当) 現在に至る	8,000株
4	おお ぬま てつ お 大 沼 哲 夫 (昭和25年11月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社営業企画部長 平成15年4月 当社理事 平成16年7月 当社執行役員営業企画部長 平成17年6月 当社取締役営業企画部長 平成19年4月 当社取締役営業本部長 平成19年6月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	10,000株
5	こ じま すずむ 小 島 進 (昭和24年11月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社学術部専門部長 平成10年4月 当社学術新製品室長 平成12年4月 当社学術部学術推進室長 平成13年4月 当社理事 平成17年4月 当社学術部長 平成17年7月 当社執行役員学術部長 平成19年4月 当社執行役員研究開発本部長 平成19年6月 当社取締役研究開発本部長 現在に至る	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式数
6	いし だ まさ お 石 田 雅 朗 (昭和24年11月9日生)	昭和49年2月 当社入社 平成11年4月 当社ライセンシング部長 平成13年4月 当社理事 平成14年4月 当社国際事業部長 平成15年7月 当社執行役員国際事業部長 平成17年6月 当社取締役国際事業部長 現在に至る	7,000株
7	えん どう たか お 遠 藤 孝 雄 (昭和23年1月30日生)	昭和47年4月 株式会社富士銀行入行 平成13年10月 株式会社みずほインドネシア コーポレート銀行社長 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート 銀行退社 平成15年4月 当社理事 平成16年4月 当社総務部長 平成16年7月 当社執行役員総務部長 平成19年6月 当社取締役総務部長 現在に至る	4,000株
8	※ こ にし ひろ かづ 小 西 博 一 (昭和28年10月7日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社札幌支店長 平成17年4月 当社東京第二支店長 平成18年4月 当社理事 平成19年4月 当社営業企画部長 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者小西博一氏は、当社の株式を従業員持株会において4,098株所有しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査役吉澤壽美雄氏が任期満了になります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	候補者の有する 当社の株式数
よし 吉 澤 壽美雄 (昭和15年4月15日生)	昭和34年4月 東京国税局 平成10年7月 国税庁徴収部長 平成11年7月 同庁退官 平成11年8月 税理士登録 平成14年6月 当社監査役 現在に至る	6,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者吉澤壽美雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性並びに責任限定契約について
- ① 吉澤壽美雄氏につきましては税理士として税務・会計に深い知識・経験を有しており、監査役に就任された場合にその知識等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって7年となります。
- ② 当社は、吉澤壽美雄氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において同氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名をあらかじめ選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	候補者の有する 当社の株式数
ねもと ゆういち 根本雄一 (昭和27年3月2日生)	昭和62年11月 司法試験合格 平成2年4月 東京弁護士会登録 平成2年4月 三好総合法律事務所入所 平成15年8月 三好総合法律事務所退職 平成15年8月 旭法律事務所設立 平成18年6月 当社補欠監査役 現在に至る 【他の法人等の代表状況】 旭法律事務所長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者 根本雄一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
 3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役として独立性及び社外監査役との責任限定契約について
 ① 根本雄一氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び経験を社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものです。
 ② 当社は、根本雄一氏が社外監査役に就任される場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限定額は法令の定める最低限定額としております。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会の終結の時をもって取締役を退任される矢嶋基之氏に対しその在任中の労に報いるため、当社が定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
矢嶋基之	平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 現在に至る

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名及び監査役4名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、役員賞与総額60百万円（取締役分51,800千円、監査役分8,200千円）を支給することといたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

文京グリーンコート・センターオフィス19階 当社大会議室
 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
 電話 03(5977)5001



<交通のご案内>

都営地下鉄三田線	千石駅 (A3出口)	徒歩約5分
東京メトロ南北線	駒込駅 (2番出口)	徒歩約10分
JR山手線	駒込駅 (北口)	徒歩約10分
JR山手線	巢鴨駅	徒歩約12分

